

札幌市における「宿泊税の考え方」 に対するご意見の概要と札幌市の考え方

札幌市では「宿泊税の考え方」について、パブリックコメント手続きにより、市民の皆さまからご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見の概要と、ご意見に対する札幌市の考え方を報告いたします。

1 実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年(2024年)7月22日(月)～令和6年(2024年)8月20日(火)

(2) 意見提出方法

郵送、持参、ファックス、電子メール、ホームページのご意見入力フォーム

(3) 公表資料

札幌市における「宿泊税の考え方」

(4) 資料の配布場所

- ・札幌市役所 15階 観光・MICE推進課、2階 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市ホームページ

2 意見募集結果

(1) 意見提出者数

24人

(20歳代2人、30歳代3人、40歳代4人、50歳代9人、60歳代4人、不明2人)

(2) 意見件数

34件

(3) 提出媒体別意見提出者数

ホームページのご意見入力フォーム22人、電子メール1人、ファックス1人

(4) 項目別意見数

- ア 納税義務者及び税率に関するもの・・・・・・・・・・ 8件
- イ 札幌市の考え方に賛同するもの・・・・・・・・・・ 7件
- ウ 特別徴収義務者に関するもの・・・・・・・・・・ 5件
- エ 特別徴収義務者の負担軽減を求めるもの・・・・・・・・ 4件
- オ 課税免除、免税点に関するもの・・・・・・・・・・ 3件
- カ 導入に反対するもの・・・・・・・・・・ 3件
- キ その他・・・・・・・・・・ 4件

3 ご意見の概要と札幌市の考え方

お寄せいただきましたご意見の概要と本市の考え方は、以下のとおりです。

※いただいたご意見は、一部要約、分割して掲載しています。

No.	ご意見の概要	札幌市の考え方
納税義務者及び税率に関するもの		
1	観光客の迷惑行為が問題となり宿泊税を検討する地域があることを受け、すべての人からではなく、迷惑行為を行った人からのみ宿泊税を徴収する制度にしてみたい。	宿泊税は、観光客の迷惑行為への対策費用のみならず、札幌市の観光振興全般に係る新たな財源を確保するため導入を検討しているものであることから、すべての宿泊者に課税することとしております。
2	社内取引（ホテルで売上、別部門で費用（出張費等））の場合は、税徴収不要としていただきたい（京都、東京は宿泊税の徴収不要）	社内、社外の取引に関わらず、宿泊契約に基づく「宿泊行為」で、宿泊料金が課される場合は宿泊税の課税対象となり、宿泊料金が課されない（無料）の場合は課税対象としない取扱いとする予定です。
3	市内居住者、日本人、外国人で税率に差を設けることができないか。札幌市内に計画されている外資系ハイグレードホテルには裕福な外国人が宿泊するため、税額を1,000円から2,000円に設定してもよい。外国人が市内のホテル料金についてどう感じているかアンケートを実施し、料金が安いと感じている場合は税額引き上げの根拠とする。	宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、日本人と外国人また、市民、市民以外といった区分で異なる税率とすることは難しく適当ではないと考えます。なお、全国的に先行導入している9自治体においても居住地や国籍によって異なる税率を採用している事例はありません。宿泊税の用途の考え方については、現時点で想定する事業イメージとしてお示ししたのですが、いただいたご意見について、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。
4	札幌市民が市内のホテルに宿泊する際にも宿泊税が課されることに納得できない。宿泊税は街中で騒ぎ立てている外国人から取ればよいのでは。また、宿泊税の恩恵は、ホテルや飲食店だけでなく、一般市民にも還元されるべき。	
5	宿泊施設への負担はあるが、札幌市民は非課税とし、日本国籍者には200円または500円、日本国籍以外の外国人にはその5倍の1000円または2500円を課税すべき。特に、外国人観光客から徴収しないと市の公共施設の無料利用が不公平であると感じている。また、ニュージーランドでは観光税を外国人に課税している。札幌市は、市民には簡単に重く課税する一方、それ以外には寛容すぎると感じている。	

6	<p>宿泊税の徴収自体には反対しないが、日本国民から広く徴収することには強く反対である。インバウンド（外国人観光客）からのみ徴収すべきであり、特に札幌市民への課税には納得できず、日本国民へのメリットも少ないため、迷惑行為を行う外国人観光客のために宿泊税を支払うことに反対。短期的な利益に目を奪われてインバウンドを誘致することは将来の問題を無視しており、被害を被るのは善良な札幌市民であるため、市政は狭い視野に陥らず慎重に検討すべき。</p>	<p>宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、日本人と外国人また、市民、市民以外といった区分で異なる税率とすることは難しく適当ではないと考えます。なお、全国的に先行導入している9自治体においても居住地や国籍によって異なる税率を採用している事例はありません。</p>
7	<p>海外で宿泊する際にはパスポート確認が行われ、外国人に対しては高額な税や料金が課される一方で、国際学生証を持つ学生には割引などのサービスが徹底されていたが、国際学生証の偽造を見破ることが課題。日本では、日本人と外国人、一般と学生を分けて数百円ではなく数千円規模で課税してほしい。</p>	<p>宿泊税の用途の考え方については、現時点で想定する事業イメージとしてお示したのですが、いただいたご意見について、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。</p>
8	<p>ビジネス目的や入院の付き添い、スポーツ合宿など、観光目的ではない宿泊者から宿泊税を徴収するのは適当ではなく免除すべき。1泊5万円以上の場合には10%の税率とし、1泊5000円以下の宿泊者は減免にするなど、負担能力の高い人から徴収額を増やす制度設計にすべきであり、負担能力の低い人から徴収することは適当ではない。一般市民が宿泊や観光を避ける懸念がある。</p>	<p>宿泊目的や宿泊料金の多寡に関わらず、納税義務者となる宿泊者は一定程度の行政サービスを受用することを踏まえ、受益と負担の観点から免税点※は設けないこととしております。</p> <p>税率については、宿泊者にとってのわかりやすさや特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担軽減といった点を重視し、宿泊料金が5万円未満で200円、5万円以上で500円の税率としております。</p> <p>※免税点：宿泊料金が一定金額以下のときには課税しないこととする場合の、その一定金額のこと。</p>
札幌市の考え方に賛同するもの		
9	<p>宿泊税が有効に活用されるのであれば良い。今後の札幌市の観光に期待。</p>	<p>世界の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展するため、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策に活用していく考えです。</p>
10	<p>宿泊税の導入に大賛成。北海道は「食と観光」を重点課題としてきたが、予算不足により観光の魅力向上が十分に図られていない現状がある。札幌市は気候や食、イベントなど強力な観光コンテンツを有しており、適切な予算配分でさらに魅力を高める好機である。内需が減少する中で、観光振興は子どもたちの明るい未来のために重要である。宿泊税を導入し、適切な予算執行で観光を支援することを強く望む。</p>	<p>宿泊税の用途の考え方については、現時点で想定する事業イメージとしてお示したのですが、いただいたご意見について、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。</p>

11	<p>宿泊税の導入に大賛成。宿泊税の用途を限定せず一般財源化して構わないと思う。観光に関連する事柄は幅広く、時代の変化に伴い常に変遷するため、柔軟に対応できることが重要。為替の状況や SNS の発展など、観光のあり方が変化する要因は多く、将来の傾向を見通すことは困難である。このため、宿泊税の用途は議会承認のもとで大胆な施策を推進できるようにし、導入段階ではイメージだけを示し、将来の用途に自由度を担保する方が良い。</p>	
12	<p>宿泊税の導入に賛同し、その税収の用途についても市の提案に賛成。また、札幌市民のシビックプライドの醸成に税収を活用してはどうか。市民が郷土愛を持ち、自らが市の広報担当者となってくれることが期待される。</p>	
13	<p>人口減少やコスト増加といった厳しい状況の中で、札幌の経済成長には観光業が不可欠であり、札幌の魅力を活用して市外や海外からの旅行者から宿泊税として収入を得ることに賛成である。旅行者の増加による活気が生まれる一方で、オーバーツーリズムなどまだ札幌では大きく問題化されていない事態への対策を講じるうえでも新たな税収が必要である。</p>	<p>世界の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展するため、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策に活用していく考えです。</p> <p>宿泊税の用途の考え方については、現時点で想定する事業イメージとしてお示したのですが、いただいたご意見について、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。</p>
14	<p>札幌市の人口減少が進む中、交流人口を増やして観光消費額を向上させる取り組みが重要。新たな観光コンテンツの開発や環境整備を通じて都市の魅力を高め、宿泊・観光業界が若者にとって魅力的で稼げる業界となる必要がある。宿泊税を活用して、観光業界の課題に対応し、観光振興に取り組むべき。</p>	
15	<p>宿泊税の導入に賛成であり、観光資源の整備やイベント開催、インフラ整備、公共サービスの向上に活用することで、観光地としての魅力を高めるとともに、地域経済の活性化や住民の生活環境の改善につながる。さらに観光客に地域の持続可能な発展への貢献を促し、環境保護や地域文化保全への理解が深まる。観光客の増加や関連産業の活性化が期待され、地元住民に負担をかけずに地域全体が利益を享受できる。宿泊税の導入は地域の発展や観光業の振興に寄与するポジティブな施策と考えられる。</p>	

特別徴収義務者に関するもの	
16	観光振興のための財源確保は理解するが、宿泊税という手段には不満があり、メリットも感じられず協力できない。観光業全体で負担する「観光税」にすべきで、先行事例を真似ず独自の方法を採用してほしい。
17	民泊経営者も特別徴収義務者に含まれているが、違法民泊の実態が把握できていない状況では、公平に宿泊税を徴収することはできない。まずは違法民泊への対策を優先すべき。
18	観光に使う税を導入するなら、タクシーやバス、観光業者からも徴収すべき。民泊は営業日数が制限されており、ホテルと同じ条件ではない。税が公務員の天下り先で退職金として使われるのが関の山。
19	なぜホテルや民泊のみに課され、他の観光業者には課されないのか。民泊業者はホテルと同等の補助金や助成金が無い上に、営業日数の制限も受けている。税の平等原則に反し違憲である可能性がある。観光産業全体に公平な税負担を求めるため、観光税の適用範囲を見直し、民泊業者にも適切な補助金や助成金を提供して平等な競争環境を整えるべき。
20	宿泊税の用途は観光全体に及んでいるのに、徴収されるのは宿泊事業者のみというのはなぜでしょうか。営業日数に制限のある民泊事業者も支払うことに納得できない。観光業全体から宿泊税ではなく観光税として、観光客から直接徴収する方法を検討すべき。

「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」において、新たな財源の在り方として宿泊税が妥当との答申をいただいたことから、宿泊税導入に向けた検討を進めてきました。観光業全体への課税については、観光施設等の定義づけや課税対象の捕捉が困難であるため、目的や国籍などに関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」を課税対象としております。

住宅宿泊事業法の届出をせず営業している民泊は旅館業法違反となり、旅館業法の罰則が適用されることとなります。

無届と思われる施設については、住宅宿泊事業法及び旅館業法の手続きを所管する保健所において調査、指導を行っているところです。

「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」において、新たな財源の在り方として宿泊税が妥当との答申をいただいたことから、宿泊税導入に向けた検討を進めてきました。観光業全体への課税については、観光施設等の定義づけや課税対象の捕捉が困難であるため、目的や国籍などに関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」を課税対象としております。

なお、宿泊税は法定外目的税として、国の同意を経たうえで、全国の9自治体で既に導入されております。

「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」において、新たな財源の在り方として宿泊税が妥当との答申をいただいたことから、宿泊税導入に向けた検討を進めてきました。観光業全体への課税については、観光施設等の定義づけや課税対象の捕捉が困難であるため、目的や国籍などに関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」を課税対象としております。

特別徴収義務者の負担軽減を求めるもの

21	<p>宿泊客が宿泊税の支払いを拒否した場合や、宿泊税がクレジット決済されたときの手数料は施設負担。OTA などの販売金額は税込みのため、宿泊税を含めた金額から手数料が発生し、その差額分も施設負担。窓口でのクレーム対応も施設負担。</p> <p>宿泊料金には消費税などが含まれているため、宿泊客が宿泊税に気付かない。</p> <p>提示する宿泊料金に税が含まれているため、宿泊客の負担ではなく、施設が売上金から支払う仕組みになる。結果、施設は売上金から削られて徴収することで利益が減ることになる。観光振興と目的があるのに宿泊施設のみ負担がある。</p>	<p>徴収の実効性を確保するため、宿泊税を既に導入している自治体と同様に、宿泊事業者による特別徴収にて徴収いただくこととしております。</p> <p>特別徴収事務に対する経費の一部を支援するため、報奨金（交付金）の制度を設ける予定であり、いただいたご意見については、今後の徴収事務に関する検討の際の参考にさせていただきます。</p>
22	<p>報奨金について、先行事例では 2.5%の率が導入され、導入後 5 年間の特例措置として 0.5%が上乘せされるとあるが、一度徴収を開始すると最終的に 2.5%になってしまうと考えられる。2.5%では足りず、人件費 1 名分（約 20 万円）は必要。</p> <p>パブリックコメントの対応を形式的に済ませるのではなく、皆が納得できる形にして欲しい。</p>	
23	<p>特別徴収義務者について、旅行代理店や OTA からの予約が多く、現地清算がない場合、宿泊税の徴収が難しい。旅行代理店や OTA から宿泊税込みで事前の支払いを受けた場合、宿泊税も含めた総額に対して手数料が発生することになり容認出来ない。</p> <p>無人の民泊施設では宿泊税の徴収が困難で、運用面での検討が必要。</p>	<p>徴収の実効性を確保するため、宿泊税を既に導入している自治体と同様に、宿泊事業者による特別徴収にて徴収いただくこととしております。宿泊者から宿泊税を徴収する方法については、特別徴収義務者が徴収しやすい方法でご対応いただくことを想定しております。</p>
24	<p>システム変更が必要になるため、施行まで十分な期間（6 か月など）を設けてもらいたい。また、システム改修に伴う費用補助もお願いしたい。</p>	<p>宿泊税条例が議会で可決され条例が制定された後、制度周知や宿泊事業者の準備の期間を確保するため、1 年程度の期間を経てから課税を開始することを予定しております。</p> <p>システム改修に伴う費用補助のご意見については、今後の徴収事務に関する検討の際の参考にさせていただきます。</p>

課税免除、免税点に関するもの		
25	<p>修学旅行などの学校行事は公益性が高いとして免除するとあるが、札幌市民は既に納税している。市民の宿泊目的は観光ではない、免税点を設けないのであれば、札幌市民は課税免除にするべき。</p> <p>修学旅行も観光メリットの恩恵を受けるのだから、免除する必要はない。一人あたり300円の宿泊税が北海道への誘致に不利になると考えているならば、市民の負担について考慮するべきだ。</p>	<p>宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税するものであるため、税の公平性の観点から、札幌市民であっても、札幌市内のホテルや旅館等に宿泊した場合は宿泊税の課税対象となります。</p> <p>教育課程の一環として実施される修学旅行等については、公益性が高いと認められることから課税免除することとしておりますが、障がいの有無や年齢等によつての免除は行わない予定です。</p>
26	<p>札幌市民が市内に宿泊する場合も宿泊税が発生するのか。降雪でJRが止まった場合、郊外居住者が中心街で宿泊する際にも宿泊税が徴収されることに納得できない人がいると思う。交通災害証明を発行してもらい、やむを得ず宿泊した場合は免除する措置が取れないか。教育課程の一環としての宿泊は免除されるが、障がい者団体や高齢者団体などが企画する行事における宿泊もあると思う。例えば、障害者手帳所持者、要介護者、難病患者などの宿泊税を免除する手法が取れないか。</p>	
27	<p>宿泊費の無料対応もあるため、幼児など課税対象外の年齢を設けてもらいたい。</p>	<p>幼児や子どもの宿泊についても、宿泊料金が徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば「添い寝無料」などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象としない取扱いとする予定です。</p>
導入に反対するもの		
28	<p>宿泊税の説明には、宿泊施設に納税義務があることを明記すべき。</p> <p>宿泊税は法定外目的税であり、課税地に住所・事業所を有しない人だけで議論するのは少し疑問があり、増税議論への抵抗感が少なく、安易な増税という国内産業の社会コストを増やし、衰退の一因となる。</p>	<p>宿泊税の納税義務者は「宿泊者」となり、特別徴収義務者となる宿泊施設の事業者は宿泊者から宿泊税を徴収し札幌市へ納入する義務が生じます。</p> <p>宿泊税は「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」において、新たな財源の在り方として宿泊税が妥当との答申をいただいたことから、導入に向けた検討を進めてきており、宿泊税条例は、札幌市議会で議論をいただき、可決された場合、国の同意を経たうえで導入されることとなります。</p>

29	<p>なぜ宿泊税が必要なのか。宿泊者のみ課税されるということは、「宿泊税が無くても宿泊事業者が価格を上げて施設の充実」をする機会を奪う事になる。</p> <p>宿泊税の導入は、低料金グループの事業者へのダメージ、利用者がクレジットで全額支払いができない、事務作業の負担、消費税との二重課税などの弊害がある。</p> <p>新しい増税ではなく、予算のメリハリで重点的な予算配分や、縮小すべき事業を選別するのが行政の役割である。</p> <p>宿泊税を集めて観光振興等にあてるとあるが、個別に民間宿泊事業所が行うことが基本。札幌市がなぜそこに税金を使うかが怪しい。</p> <p>オーバーツーリズムなどは、各地の観光協会が観光地の魅力確保の為に自主的に予算投下すべき。</p> <p>新しい税金を導入すべきではなく、課税権の乱用を許さない。宿泊税の導入に伴うコストや、小規模な宿泊施設の苦境など体制崩壊を考え、宿泊税の導入には全面的に反対。</p>	<p>「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」において、新たな財源の在り方として宿泊税が妥当との答申をいただいたことから、宿泊税導入に向けた検討を進めてきました。</p> <p>この検討においては、今後、札幌市の人口減少が進むことで税収も減少していくことが見込まれる中、社会保障費の増加や老朽化した公共施設の更新費用の増加など、財政運営は厳しくなることが予想されることから、継続的に観光振興に取り組んでいくためには、安定的な財源を新たに確保する必要があり、その財源の在り方としては、市民からの税金だけを原資とするのではなく、行政サービスの受益に応じた負担を求めるといった観点が必要であると考え、宿泊税を導入するものです。</p>
30	<p>具体的な用途を決めていないのは無責任。二重課税や事業者の事務負担の問題もあり、導入する意義はない。観光振興の必要性は理解するが、オーバーツーリズムへの対応や市民の不便さを解消するには、27.5億円の税収では不十分であり、宿泊税の導入はやめるべき。</p>	<p>観光を取り巻く環境が絶えず変化している状況に鑑み、具体的な用途については、事業者や市民、観光客などの皆様に効果を実感いただけるよう、来訪者の受入環境整備やオーバーツーリズムの対応なども含め、宿泊・観光関連業界からのご意見等を踏まえて事業の検討を行います。</p> <p>また、特別徴収義務者の事務負担に関して、できる限り負担を軽減する方策を講じていく予定です。</p>
その他		
31	<p>外国人オーナーによる宿泊施設が増える中、水道料金などを支払わないケースが発生している。同様の問題が宿泊税でも起こる可能性があるため、徴税逃れを防ぐ体制を構築してほしい。</p>	<p>適切な申告・納入が行われるよう制度周知や指導を行うとともに、法令に基づき適切に徴収してまいります。</p>
32	<p>導入時期について、北海道と導入時期を合わせてほしい。システム変更の手間が2回にならないように。</p>	<p>特別徴収義務者にできるだけ負担がかからないよう、北海道と調整してまいります。</p>

33	<p>宿泊税の使途が観光客向けのもが多く、ビジネス目的の利用者にはメリットが感じられない。</p>	<p>宿泊税の使途の考え方については、現時点で想定する事業イメージとしてお示ししたものです。いただいたご意見について、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。</p>
34	<p>札幌市のみを対象とする宿泊税ではオーバーツーリズム対策には不十分。バスや市内の電車も減り、社会福祉への政策転換が必要。高齢者や障がい者を含むツアー旅行を政策として取り組んでほしい。宿泊税は観光目的として導入するようだが、防衛費を削減して社会福祉政策に充てることが可能である。政府に働きかけてほしい。</p>	<p>世界の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展するため、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策に活用していく考えです。</p> <p>宿泊税の使途の考え方については、現時点で想定する事業イメージとしてお示ししたものです。いただいたご意見について、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。</p>

4 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階
 札幌市 経済観光局 観光・MICE推進部 観光・MICE推進課
 電話：211-2376